

提案

日付：2022/3/3

件名：たばこ、ゴミのポイ捨てに対する厳格化、罰金化の導入

1. 問題、課題：

直近2年程度で近所周辺でたばこ、ゴミのポイ捨てが異常なまでに増えている。

なにかしらたばこ、ゴミのポイ捨てを取り締まる罰金などの仕組み、条例を制定いただきたい。

これ以上たばこ、ゴミのポイ捨てが増えるようであれば別の地区に引っ越しすること
も検討しております。

何卒よろしくお願い致します。

回答

<たばこ、ゴミのポイ捨てに対する厳格化、罰金化の導入>

【所管：環境課】

この度の貴重なご提案、誠にありがとうございます。

公共の場所でのタバコやごみのポイ捨ては、寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例において禁止行為としています。違反行為には、町が必要な措置を指導、勧告し、この指導、勧告に従わないときは、期限を定めて命令を行い、この命令に反した場合は5万円以下の罰金を科すこととしています。

行為者を特定できる場合、寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例に基づき指導を行いますので、町環境課までご連絡ください。

なお、ポイ捨て禁止の啓発看板を無償提供していますので、こちらもご活用いただければと思います。

町では、引き続き広報やホームページを活用し、ポイ捨てを減らす取り組みを行ってまいります。ご理解の程よろしくお願いいたします。